

監査報告書

学校法人 新静岡学園
理事会 御中

令和7年5月14日

監事 岡田 修二 ⑩

監事 馬場 孝 ⑩

私たちは、改正私立学校法附則第4条により、旧私立学校法第37条第3項及び旧学校法人新静岡学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査した。

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類、理事会及び評議員会の議事録、財産目録、計算書類等を閲覧し、必要な監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人新静岡学園の業務及び財産に関し不正の行為、また法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。

以上

監査報告書

学校法人 新静岡学園
評議員会 御中

令和7年5月14日

監事 岡田 修二 ⑩

監事 馬場 孝 ⑩

私たちは、改正私立学校法附則第4条により、旧私立学校法第37条第3項及び旧学校法人新静岡学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査した。

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類、理事会及び評議員会の議事録、財産目録、計算書類等を閲覧し、必要な監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人新静岡学園の業務及び財産に関し不正の行為、また法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。

以上